

平成28年12月5日開催

高崎市第29回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(寺崎正親) ただいまから第29回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、17番、大山委員、18番、青柳委員、19番、柄沢委員から欠席との連絡ございましたので、報告をいたします。なお、吉井委員につきましては、少々おくれるとの連絡がありましたので、ご報告をいたします。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 議事録署名委員に、6番、前原浩委員、14番、吉田松代委員の2名を指名いたします。書記の任命につきましては、事務局、佐野主事を任命いたします。

それでは、議事に入ります。質疑の際に発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、早速、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場でございまして、所有権を取得後、土地全体を利用することがなく今後も残った土地を利用する見込みがないためとのことでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、こちら、変更後の関連案件としまして5条許可申請が提出されております。議案書は18ページ、ナンバー6が関連案件でございまして、

2番は取り下げでお願いします。

3番 2番の関連案件でございまして、こちら3番につきましても取り下げでお願いしたいと思います。

4番 当初許可は農地法第4条許可、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、太陽光発電設備を設置する計画でしたが、譲受人の要望に応え貸し付けたいとのことでございまして、変更後の契約の内容は賃貸借、転用目的につきましては露天駐車場でございまして、なお、こちら関連案件といたしまして、変更後の5条許可申請が提出されております。議案書26ページ、ナンバー46番が関連案件でございまして、

以上、農地法の規定による許可後の計画変更につきましては、取り下げ2件を除く、2件でございまして、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、2番、3番が取り下げで、他の2つにつきまして異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 そうしますと、2番、3番が取り下げで、他の1番、4番を承認することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、申請地を買い受けて農業経営を拡大したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、申請地を譲り受けて農業経営を拡大したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、父より申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、自宅に近い申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は贈与、自作地に近い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、自宅に近く耕作するのに効率がよい申請地を買い受けたという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、弟から管理を任されている申請地を譲り受け耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けたという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けたという申請でございます。

14番 契約内容は贈与、申請地を母より譲り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、公共事業用地の代替地として取得したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受け耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受け耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受け耕作したいという申請でございます。

20番につきましては取り下げでお願いします。

21番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲をしているが申請地の手続が漏れていたもので移譲したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く20件でございます。この20件につ

きましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

○全員 なし。

○部会長 そうすれば、20番が取り下げということでございます。その他の案件につきまして、異議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 特別養護老人ホームを経営しているが、待機者も多く手狭となり隣接地である申請地に増築したいという福祉施設の申請でございます。なお、宅地5,603.17平米及び水路43.32平米と一体利用の計画でございます。

それでは、別添農地法第4条許可、ナンバー1、審議資料と、もう一部4条許可申請ナンバー1、審議資料追加とあるものをご覧ください。

まず、最初に追加でないほうの資料で説明させていただきます。1枚目をご覧ください。位置図でございます。図面中央に赤丸で示されている場所が申請地となりまして、乗附小学校から西に約300メートルに位置しております。

1枚おめくりください。案内図でございます。赤色で塗られているところが申請地でございます。申請地の東側は今回一体利用となる既存の特別養護老人ホームでございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。図面の方向が変わりまして、ホッチキスどめをされているほうを上にしと、上方向が北となります。北側は道路を挟み堤防、西側は田、南側は用水路を挟み駐車場と田、東側は宅地となっております。

次は、追加資料のほうをご覧ください。追加資料の1枚目をご覧ください。土地の利用計画図でございます。申請地の敷地内は全面にアスファルト舗装をし、東側を除き、周囲に高さ約80センチの擁壁を設置いたします。また、外灯につきましては、設置予定はないとのことでございます。

1枚おめくりください。給水計画図でございます。給水につきましては、既存の受水槽から給水管を延長しまして接続する予定でございます。

1枚おめくりください。排水計画図の汚水雑排水の図面でございます。汚水雑排水につきましても、北側の下水道本管が通っておる既存施設の排水管を延長しまして接続する予定でございます。

1枚おめくりください。排水図面、排水計画図の雨水排水の図面でございます。雨水排水ですが、場内水勾配追加、敷地内側溝も設置し、オーバーフロー分はそこへ集水しまして水路へ放流いたします。そのほか、最初の資料の後ろ側には建物平面図と立面図が掲載されておりますので、参考までにご覧ください。

以上で簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は、第2班の調査でございますので、調査班長の生方委員から報告をお願いいたします。

○8番生方委員 事前調査2班、班長、生方より報告いたします。

農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の役員1名、代理人1名、計2名の出席でした。

質問1 今回、老人ホームの入所者を多く受け入れができるように、既存施設の隣に増築されるということですか。

回答 はい。特別養護老人ホームの待機者も多く、かねてより地域の方から増床の要望もあったため、申請いたしました。

質問2 増築ということですが、提出された資料の土地利用計画図には給排水の記載がないのですが、どのように行う予定ですか。

回答 給排水については、申請地北側に既存の上下水道があり、そちらから接続を行う予定ですが、既存の施設からつなぐ可能性もあり、設計業者と相談中です。

意見 給排水の図面があるようでしたら、土地利用計画図の差しかえをお願いいたします。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー1につきまして、異議がなければ許可としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、ナンバー1につきましては許可とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備設置を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 相続にて取得した申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 自宅への進入路として使用していた申請地が農地法の許可を得ていなかったため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地458.18平米と一体利用でございます。

6番 農家住宅の敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地443.33平米と一体利用でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては、5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1からナンバー3につきましては、事前調査案件でございます。

事務局、最初にナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1と書いてあります審議資料のほうをご用意いただきたいと思

います。

それでは、説明に入ります。1枚目をご覧ください。位置図でございます。図面の中央から少し左上のあたりに見にくいのですが、黒く塗ってある部分がございます。こちらが申請地でございます。なお、矢印で黒く箕郷東小学校及びみねはら公園のあたりから8.2キロというふうに記載がございますが、こちらは820メートルの誤りでございます。箕郷東小から直線距離で北西へ820メートルほどの位置でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が周辺の案内図でございます。図面の左側のほうで斜線で書かれている部分が申請地でございます。10ヘクタール未満の一団の農地の中で第2種農地該当と考えられます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の方角が変わりまして、左側のホチキスどめのほうが北になります。申請地の北側は田、西側は公道、南側と東側は用悪水路となっておりますが、南側のほうで少し隣接しています土地は駐車場として転用済みの土地でございます。ちなみに水路を挟みまして、東側が宅地、南側は田でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図でございます。こちらは、図面の向きが変わりまして、上が北になっております。設置するパネルの枚数は全部で600枚の予定で、50キロワット未満の太陽光設備が3セットの計画でございます。造成につきましては、切り土、盛り土は行わないで整地をして利用するとのことでございます。外周につきましては、西側の道路際に1.2メートルのネットフェンスを設置いたしまして、こちらに1カ所出入口が設けられます。雨水の対策といたしましては、基本的には全体的に敷地内での自然浸透をいたしますが、敷地内の南側にこの図面のとおり新たに溝を掘りまして、オーバーフロー分は集水勾配をつけてこちらに流し込み、東側の隅に新設する集水マスに集水をして道路側溝へ放流する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○8番生方委員 報告いたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受人本人と代理人、代理人補助者の計3名の出席でした。

質問1 周囲の状況から見て転用するのがもったいないような場所でしたが、他に場所はなかったのですか。

回答 3年ほど前から話が始まっておりました。譲渡人は、私(本人)の知り合いで、農地を買ってほしいという話から始まり、それから私も太陽光発電に興味を持ちましたので、このように話が進んでまいりました。譲渡人は、この周辺に多くの農地を持っていますが、今回の申請地が農振除外を受けられました。

質問2 メッシュフェンスを張るのは、西側のみなのですか。

回答 はい。現時点では予算の都合上、西側の道路沿いのみの予定ですが、段差もあり、周辺の土地とは区別されるため問題はないものと考えています。

質問3 雑草の対策は、どのようにしますか。

回答 基本的には草刈りで対応するつもりですが、パネルの周囲部については、何かしらの対策を行いたいと検討もしています。シートが理想ですが、クローバーを植える等も検討しています。私の性格上、荒らすようなことはありません。

質問4 太陽光発電については、反射光などが問題になるのを見聞しますが、周囲に影響のないようにお願いしたい。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうすれば、ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 ナンバー2は取り下げでお願いいたします。

○部会長 ナンバー2につきましては取り下げということでございます。

続きまして、ナンバー3の説明を事務局のほうよりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 契約内容は賃貸借、申請地を買い受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請の審議資料ナンバー3をご覧いただきたいと思っております。

こちら表紙の1枚目は位置図でございます。高崎市立宮沢小学校より北北東に約700メートル、図面中央やや左側の黒く塗られている箇所が申請地でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、2枚目案内図でございます。こちらにつきましては、図面の方向、左側が北となっております。こちらの地図ではわかりづらくなっておりませんが、周囲につきましては農地及び農業施設が連担しておりまして、本申請地につきましても農振農用地でございますし、周辺につきましても一団の農振農用地でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、3枚目公図でございます。こちらの図面も左側が北となっております。白黒のため見づらくなっているのですが、こちらの図面上縁取りされている箇所が申請地でございます。申請地は南以外は公道に囲まれておりまして、南側につきましては畑と山林となっております。また、山林につきましては、こちら倉庫用地となっております。また、こちら図面上に地目の左側、保護すること、破損した場合は原形復旧し、群馬用



水土地改良区の確認を受けることと記載がございますが、こちらの申請地につきましては、群馬用水の水路が通っておりますので、そちらについて群馬用水の知見に関する意見書をもっており、こういった形で何かあった際には対応するということとございます。

さらに、次の4枚目でございますが、こちらについては、先ほどの図面の中央の位置が変わっただけでございますので、こちらについては省略させていただきます。

続きまして、5枚目、土地利用計画図でございます。申請地については、全体をおおむね1.5メートルの深さで掘削いたします。隣接地との境界につきましては、1メートル離しまして、そこからさらに1.5メートルの安全勾配をつけます。最終予定量につきましては、全体で9,781立米でございます。

また、事前協議の際、委員さんのほうからご質問ありました。進入路、黒土採取の際の進入路でございますが、申請地南側のほうから進入するということとございます。

その次、6枚目をご覧くださいまして、断面図でございます。こちらは、断面図、ちょっと勾配が急なように見えるのですが、こちらについては、事前調査の際、農業委員の皆様から質問していただいたとおり、南側については道路と高さを合わせるような形で施工いたしますということで、そちらの差しかえの図面、事務局にいただいております。ですので、こちらの図面と比べると、少々勾配が緩やかになるような形で計画しております。また、他の場所からの土の持ち込みを行わず敷地内で砂の移動をし、農地に復元する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

はい。

○8番生方委員 報告いたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受人1人、代理人1名、計2名の出席でした。

質問1 申請地に黒土がどのくらいあるかという調査はしたのですか。

回答 調査はしていませんが、周辺での採取したデータをもとに採取する深さを決定いたしました。

質問2 黒土採取の経験はありますか。また、機械の保有状況を教えてください。

回答 10年ほど前に採取したことがあります。黒土採取事業のみをしているわけではありませぬので、機械につきましては、その都度、重機をリースしております。

質問3 埋め戻しはしないのですか。

回答 他の場所から土を持ち込む計画はありません。黒土部分が30センチ程度残るように採取し、農地として所有者に返還する予定です。

質問4 埋め戻しをしない場合、申請地の地盤が相当低くなってしまい、耕作への影響も懸念されます。その点についてはどのように考えておりますか。

回答 採取完了後は、申請地南側を道路の高さに合わせる形で復元いたしますので、耕作のための進入については問題ありません。また、現状よりも土砂の流出が少なくなり、土地全体が平らになるため、営農もしやすくなると思います。

質問5 一時転用後の耕作については、譲渡人がするのですか。

回答 今までも貸し付けておりましたので、転用終了後も貸し付ける予定だと聞いております。

質問6 採取した黒土はどちらに販売するのですか。

回答 宅地やグラウンドの造成を行う業者や造園業者への販売を予定しております。

質問7 黒土採取は、一時転用完了後に問題が起きやすいため、譲渡人とよく協議をしていただき、トラブルにならないように努めてください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー3につきまして、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地352.16平米と一体利用の計画でございます。また、こちら先にご審議いただきました計画変更、ナンバー1の関連案件でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが家族がふえ手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、宅地384.25平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は賃貸借、土木工事業を営んでいるが事業拡大により資材置き場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが申請地を買い受けて貸露天駐車場として整備し営業したいという貸露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、公共下水工事に伴い申請地を資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

22番 契約内容は売買、従業員の駐車場が不足しており申請地を駐車場として買い受けたいという露天駐車場の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、自動車整備業をしているが部品置き場及び駐車場が不足しているため申請地を借り受けたいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいと

いう一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、自社から近く管理のしやすい申請地を借り受け太陽光発電事業を行いたいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、父より申請地を借り受け太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて隣接地の太陽光発電設備を拡張したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、雑種地1,203.00平米と一体利用の計画でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭であり子供の出産を機に申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、自宅の建てかえに当たり、現在の居宅がある申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地197.80平米と一体利用でございます。

31番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番につきましては保留でお願いしたいと思います。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、隣地を露天駐車場として使用しているが幅が狭く不便なため申請地を買い受けて拡張したいという露天駐車場の申請でございます。なお、転用済みの畑250平米と一体利用の計画でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を叔父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地185.00平米と一体利用の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地260.00平米と一体利用の計画でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地169.00平米と一体利用の計画でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地363.00平米と一体利用の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は賃貸借、公共工事のための一時的な資材置き場として申請地を借り受けたいという露天資材置き場の申請でございます。

45番 契約内容は贈与、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいとともに、駐車場が不足しているため使用したいという太陽光発電設備設置用地及び露天駐車場の申請でございます。

46番 契約内容は賃貸借、工場を増築するに当たり駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。また、こちら計画変更申請ナンバー4の関連案件でございます。

47番、48番、49番につきましては、関連案件のため一括で説明させていただきます。

47番 契約内容は賃貸借、工場を増築するに当たり駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

48番 契約内容以降につきましては、47番と同様でございます。

49番 契約内容以降につきましては、47番、48番と同様でございます。

50番 契約内容は売買、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて庭用地として使用したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地297.38平米と一体利用の計画でございます。

52番 契約内容は使用貸借、父より申請地を借り受けて住宅進入用の通路として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、宅地276.81平米と一体利用でございます。

53番につきましては、取り下げでお願いいたします。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く49件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい、どうぞ。

○11番伊藤委員 11番、伊藤です。25ページの41番、これは前に詳細な説明を聞いた気がするような気もするのですが、私が勘違いしているのかな。面積は広いのですけれども、何かもう少し補足説明してもらえたらと思うのですが。

○部会長 事務局。

○事務局 こちらの申請地なのですけれども、旗ざお地になりまして、公道に面した雑種地を通過して申請地へ続くような場所になっておりまして、こちらの雑種地のほうがないと住宅が建つ申請地のほうに行けないというような場所に

なっています。

○11番伊藤委員 聞いたね。わかりました。

○部会長 よろしいですか。

ほかはどうでしょうか。

どうぞ。

○6番前原委員 よろしいでしょうか。6番、前原です。45番は太陽光と駐車場とあるのですけれども、これはどういうふうなつくり方なのですか。926平米で。

○部会長 事務局。

○事務局 こちらは、譲受人が梨の販売をちょうど敷地の横で小屋を建ててやっています、その隣の隣接地で太陽光と、あと梨を買いに来る方の駐車場として使用したいということで申請が出ております。

以上です。

○6番前原委員 梨の販売の駐車場ね。

○事務局 はい。

○6番前原委員 はい、わかりました。

○部会長 ほかにどうでしょうか。

ほかはよろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうしましたら、32番が保留、53番は取り下げ、それと異議がなければナンバー44、46、47、48、49につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。また、その他の案件につきましては、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 異議なしということでございますので、許可相当とすることにいたします。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

報告事項第1号から第4号まで事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住宅ほか7件、計8件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住宅ほか31件、計32件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、以上1件につきまして書類審査し、適法だったため受理い

たしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

ナンバー1、ナンバー2につきましては、こちらは10月の農地部会の案件でございましたが、開発指導課との協議の調整のために許可証の交付を保留といたしておりましたが、このたび調整が調いましたので、ナンバー1につきましては、平成28年10月25日付、ナンバー2につきましては11月11日付で許可証のほうを交付いたしました。ナンバー3以降につきましては、先月の農地部会で許可相当とした案件のうち、4条が2件、5条が47件、またそのうちナンバー5、ナンバー8、ナンバー11、あとナンバー46につきましては、3,000平米を超える案件のため農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、許可相当として回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令との調整が調いましたので、11月22日付で許可証のほうを交付いたしました。

以上で報告を終わります。

○部会長 その他の事項につきまして、事務局から何かありましたら。

○事務局 ありません。

○部会長 大丈夫ですか。よろしいですか。

皆さんのほうから何かありますか。大丈夫ですか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○部会長 ないようでございますので、以上で第29回農地部会を終了したいと思います。

お疲れさまでした。

午後 2時40分 閉会